

福厚発第 187 号  
平成10年12月24日  
一部改正 平成25年 8月 6日  
一部改正 2019年3月28日  
一部改正 2019年12月9日

## 災 害 見 舞 金 支 給 要 綱

### 1 目的

この災害見舞金支給要綱は、福利厚生契約者及び契約対象職員を代表して罹災者に対し災害見舞金を支給することにより、会員同士の連帯感の醸成と1日も早い立ち直りを期待することを目的とします。

### 2 災害見舞金の支給対象

災害見舞金の支給対象は、福利厚生契約に関する約款に基づき当センターと福利厚生契約を締結する契約者（以下「法人等」という。）又は契約対象職員（以下「会員」という。）とします。

#### (1) 支給対象法人等

災害見舞金の支給対象法人等は、災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条に掲げる災害が発生した区域内に所在する法人等で、当該災害によりその運営する施設（事業所）に半壊(半焼)、又は床上浸水以上の被害を受けた法人等とします。

#### (2) 支給対象会員

災害見舞金の支給対象会員は、災害救助法第2条に掲げる災害が発生した区域内に居住する会員で、その居住する住居に半壊(半焼)、又は床上浸水以上の被害を受けた会員とします。

### 3 災害見舞金の金額

災害見舞金の金額は、次に定める区分により支給します。

(1) 法人等に対する災害見舞金	1 法人	20 万円
(2) 会員に対する災害見舞金		
第1種契約対象職員	1 人	2 万円
第2種契約対象職員	1 人	1 万円

### 4 災害見舞金の申請

災害見舞金は、別紙に定める災害見舞金罹災報告書の提出を持って申請とします。なお、必要に応じて追加の書類等を求めることがあります。

### 5 適用日

この支給要綱は、平成10年4月1日以後に発生した災害から適用します。

## 6 その他

この要綱に定めるところによりがたい事項が生じたときは、別に理事長が定めるものとします。

附 則 （平成25年8月6日一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から適用します。

附 則 （2019年3月28日 福厚発第245号）

この規定は、2019年4月1日から適用します。

附 則 （2019年12月9日 福厚発第195号）

この規定は、2020年4月1日以後に災害救助法が適用された災害から適用します。